

社会福祉法人三本松保育所定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

- (ア) 保育所東かがわこどもアカデミーの経営
- (イ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ウ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人三本松保育所という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を香川県東かがわ市三本松1405番に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員の権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、支給しない。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分
- (6) 社会福祉充実計画の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するときは、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のなかから得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担して執行する。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、必要に応じて、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対する報酬については、支給しない。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、すべての理事をもって構成する

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解任

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 香川県東かがわ市三本松 1405 番、1356 番 2、1356 番 5、1360 番、1361 番、1406 番、1410 番 1 所在の鉄骨造鋼板葺 2 階建三本松保育所建物 1 棟(面積 1623.78 平方メートル)

(2) 香川県東かがわ市三本松 1405 番、1410 番 1 所在の木造鋼板葺平家建三本松保育所建物 1 棟(面積 72.20 平方メートル)

(3) 香川県東かがわ市三本松 1410 番 1 所在の木造スレート葺平家建三本松保育所建物 1 棟(面積 33.39 平方メートル)

(4) 香川県東かがわ市三本松 1353 番 所在の三本松保育所敷地(面積 299.21 平方メートル)

(5) 香川県東かがわ市三本松 1354 番 所在の三本松保育所敷地(面積 166.10 平方メートル)

(6) 香川県東かがわ市三本松 1355 番 所在の三本松保育所敷地(面積 100.71 平方メートル)

(7) 香川県東かがわ市三本松 1356 番 2 所在の三本松保育所敷地(面積 101.68 平方メートル)

(8) 香川県東かがわ市三本松 1356 番 5 所在の三本松保育所敷地(面積 200.34 平方メートル)

(9) 香川県東かがわ市三本松 1357 番 所在の三本松保育所敷地(面積 308.00 平方メートル)

(10) 香川県東かがわ市三本松 1358 番 所在の三本松保育所敷地(面積 141.00 平方メートル)

(11) 香川県東かがわ市三本松 1359 番 所在の三本松保育所敷地(面積 107.00 平方メートル)

(12) 香川県東かがわ市三本松 1360 番 所在の三本松保育所敷地(面積 152.93 平方メートル)

(13) 香川県東かがわ市三本松 1360 番 2 所在の三本松保育所敷地(面積 8.60 平方メートル)

(14) 香川県東かがわ市三本松 1361 番 所在の三本松保育所敷地(面積 490.30 平方メートル)

(15) 香川県東かがわ市三本松 1361 番 2 所在の三本松保育所敷地(面積 282.83 平方メートル)

(16) 香川県東かがわ市三本松 1405 番 所在の三本松保育所敷地(面積 876.32 平方メートル)

(17) 香川県東かがわ市三本松 1406 番 所在の三本松保育所敷地(面積 220.83 平方メートル)

(18) 香川県東かがわ市三本松 1410 番 1 所在の三本松保育所敷地(面積 850.56 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東かがわ市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東かがわ市長の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を

担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとするとともに定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする

るときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人及びその他社会福祉事業を行う法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、東かがわ市長の認可（社会福祉法第45条の第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東かがわ市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人三本松保育所の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員を選任を行なうものとする。

| | | |
|------|----|----|
| 理事長 | 赤松 | 廣海 |
| 常務理事 | 赤松 | 章野 |
| 理事 | 丸山 | 武留 |
| 理事 | 宮内 | 敏雄 |
| 監事 | 大森 | 忠賀 |

附 則

この定款は、昭和 43 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 44 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 58 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 63 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 3 年 6 月 14 日）から施行する。

附 則

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 5 年 8 月 31 日）から施行する。

附 則

この定款は、平成 4 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 5 年 8 月 31 日）から施行する。

附 則

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 6 年 12 月 27 日）から施行する。

附 則

この定款は、平成 8 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 10 年 9 月 29 日）から施行する。

附 則

この定款は、平成 12 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 13 年 8 月 22 日）から施行する。

附 則

この定款は、平成 14 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 16 年 3 月 5 日）から施行する。

附 則

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 20 年 4 月 28 日）から施行する。

附 則

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 21 年 6 月 12 日）から施行する。

附 則

この定款は、平成 24 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年度社会福祉法人三本松保育所事業報告書

1. 保育所の運営全般について

平成 29 年度の入所児童数。(平成 16 年度より定員 180 名、29 年度から 150 名)

| | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| 0 歳 | 6 | 6 | 5 | 7 | 10 | 13 | 17 | 20 | 20 | 22 | 24 | 25 |
| 1 歳 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 27 | 27 | 28 | 28 | 28 | 28 | 30 |
| 2 歳 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 31 | 32 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 |
| 3 歳 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 4 歳 | 35 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| 5 歳 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 |
| 合計 | 153 | 152 | 151 | 153 | 156 | 158 | 163 | 166 | 166 | 168 | 170 | 173 |

2. 事業内容について

- ① 乳児保育：産休明け（生後 2 ヶ月）から受け入れ（19 年度より特別保育補助事業から外れる）。県からの指導で乳児 9 人以上入所の場合は看護師 1 人を配置するよう連絡があった。求人が困難であったが、平成 25 年 1 月 1 日から看護師を採用している。
- ② 子育て支援センター：平成 16 年度より子育て支援センターを開設。毎週木曜日に特別活動（お茶を飲みながらの座談会や、プール遊び、親子運動会、もちつき大会など）には参加者が多い。
- ③ 延長保育：大内町の時から、どこの保育所も実施していなかった延長保育（午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間開所）を行っている。
- ④ 一時預かり事業：支援センター、一時保育を経て入所するケースがあり、重要な保育サービスとなっている。
- ⑤ 地域活動事業：地域に開かれた福祉施設としての役割を認識し、年間行事や小中高校生との交流会を通して老人会、異年齢児との交流を深めることを目的としている。また毎月 1 回キンダー組（3～5 歳児 10 人程度）が老健施設ひまわりを訪問し、歌や遊戯を見てもらい、お年寄りから喜ばれている。
- ⑥ 4・5 歳児保育：一輪車、英語教室、体育教室、オルガン教室など、年齢に応じた教育内容をカリキュラムに取り入れている。特に、平成 25 年度から中国語教室（NPO 香川県日中友好協会から中国人講師を派遣してもらう）とアカデミー式毎日ドリル（ひらがな、カタカナ、時計、足し算と引き算、掛け算、一年生の漢字 80 字、ローマ字をプリントで練習。365 枚を目標）を加え、教育の充実を図った。

3. 年間行事について（日程等別紙）

- ① 保育参観：保護者の仕事休みの都合を考えて、月曜日から土曜日の間の午前中に自由に参観をしてもらった。家での子どもの姿と違った一面が見られる、ということで好評。
- ② 夕涼み会：卒園児とその家族、地域の婦人会も参加してにぎやかに行われた。世代間交流、異年齢児交流の中心的行事となっている。
- ③ 宿泊保育：自立期にある5歳児の宿泊保育。子どもたちも非常に楽しみにしていた行事で、保護者にも喜ばれる行事のひとつ。
- ④ 運動会：キンダーA組（5歳児）のリレーなど新しい種目を取り入れている。A組全員が逆上がりができるようになった。また跳び箱10段をクリアした子もあり、観客席から大きな拍手が起こった。
- ⑤ 生活発表会：朝の開場（7時30分）には入口に順番待ちをする保護者の行列ができるほど、父母、祖父母まで楽しみにしている行事。舞台の大道具も工夫を凝らし、大勢の保護者でホールはあふれた。市の春待ちコンサートでキンダーA組の4曲を披露し、好評を得た。
- ⑥ 餅つき大会：大勢の園児の保護者と子育て支援センターの親子が参加して盛大に行われた。理事さんにも出席していただいた。家庭で杵や臼を使って餅つきをする機会が少なく、子どもの保護者も大喜びであった。
- ⑦ スプリングコンサート（音楽会）：小さいクラスから大きいクラスまで、年齢に応じた歌や合奏を行った。高度な演奏に観客席から感嘆の声と拍手が起こった。
- ⑧ 遠足・お別れ遠足：目的地が限定されてくるが、子どもたちにとっては楽しい行事となっている。18年度より大きいクラスと小さいクラスの2回に分けて実施。兄弟の多い保護者から別々の方が良いとの意見がある。駐車場としてとらまる公園を利用しているので、混雑することなく出発することができる。
- ⑨ 卒園式：保護者も参加できるような卒園式の会場設定を行い、花道を親子で退場するなど、保護者も卒園の感激を味わえるよう趣向を凝らした。本年度もプロジェクターを使って子どものたちの1年間を画面に映し出し、保護者の感激もひとしおであった。
- ⑩ その他の年中行事：端午の節句、七夕、クリスマス、正月、節分、ひな祭りなど、季節季節の伝統的年中行事を大切に、紙芝居や制作を行い、日本の文化に親しんでもらえるよう配慮した。
- ⑪ 25年4月、西館玄関に保護者の利便性を考えて自動販売機を設置。また同所に熱帯魚の水槽を設置。子どもたちだけでなく、保護者にも好評を得ている。

平成 29 年度行事報告

| 月 | 日 | 曜日 | 行事内容 |
|-----|--------|-------|------------------------|
| 4月 | 1日 | (土) | 入所式 |
| 4月 | 20日 | (木) | 保護者役員会 |
| 6月 | 5日 | (月) | 幼児教育部（キンダー組）遠足 あすたむらんど |
| 6月 | 19～24日 | (月～土) | 保育参観（前期） |
| 7月 | 8日 | (土) | 夕涼み会 |
| 7月 | 12日 | (水) | プール開き |
| 7月 | 29・30日 | (土・日) | 宿泊保育（キンダーA組） |
| 9月 | 10日 | (日) | 運動会 |
| 10月 | 12日 | (木) | 乳幼児保育部遠足 徳島動物園 |
| 10月 | 16～20日 | (月～金) | 保護者懇談会 |
| 11月 | 13～17日 | (月～金) | 保育参観（後期） |
| 12月 | 17日 | (日) | 生活発表会 |
| 12月 | 22日 | (金) | クリスマス会 |
| 1月 | 25日 | (木) | もちつき大会 |
| 2月 | 2日 | (金) | 節分 豆まきのつどい |
| 2月 | 18日 | (日) | スプリングコンサート |
| 3月 | 2日 | (金) | ひなまつり |
| 3月 | 13日 | (火) | お別れ遠足 さぬきこどもの国 |
| 3月 | 15日 | (木) | 保護者役員会 |
| 3月 | 29日 | (木) | 卒園式・修了式 |

※毎月お誕生会・老健ひまわり訪問

現況報告および計算書等について

独立行政法人福祉医療機構のホームページより社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをご参照ください。